

吸収合併に関する事前備置書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく備置書類)

令和 4 年 4 月 4 日

株式会社三菱ケミカルホールディングス

2022年4月4日

株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表執行役 執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

吸収合併に関する事前備置事項

当社は、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ（以下「甲」といいます。）との間で、2022年3月31日に吸収合併契約を締結し、同年6月1日付で当社を存続会社とし、甲を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

よって、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、下記のとおり吸収合併の内容その他法務省令で定める事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併契約の内容
別紙1の「吸収合併契約書」のとおりです。
2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項
甲は当社の完全子会社であるため、本合併に際して、甲の株主に対し、合併対価として株式その他の資産の交付は行わず、また、本合併による当社の資本金及び準備金の増加はありません。
3. 新株予約権の定めに関する事項
甲は、新株予約権を発行していない為、該当事項はありません。
4. 甲の計算書類等の内容
甲の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
5. 甲において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。
7. 本合併が効力を生ずる日以降における甲の債務（会社法第799条第1項の規定により本合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項
当社及び甲の貸借対照表における資産の額及び負債の額は以下のとおりであり、

資産の額が負債の額を上回っております。

当社： 資産の額 1,993,146 百万円
負債の額 1,600,881 百万円
(2021年3月31日現在)

甲： 資産の額 736,665 百万円
負債の額 735,430 百万円
(2021年3月31日現在)

また、いずれの会社についても、本合併の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本合併の効力発生日以降における資産の額は負債の額を上回る見込みです。

以上の点、並びに当社及び甲の収益状況及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、効力発生日前の当社の債務（会社法第799条第1項の規定に基づき本合併について異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限ります。）については、本合併の効力発生日以降も履行の見込みはあるものと考えます。

以 上

吸収合併契約書

株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ（以下、「甲」という。）と株式会社三菱ケミカルホールディングス（以下、「乙」という。）とは、乙が甲を吸収合併すること（以下、「本合併」という。）に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、第2条に定める効力発生日をもって、甲を吸収合併消滅会社、乙を吸収合併存続会社として合併する。

第2条（効力発生日）

本合併の効力発生日（以下、「本効力発生日」という。）は、2022年6月1日とする。但し、本合併の進行に応じ、必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

第3条（合併をする会社の商号及び住所）

吸収合併消滅会社（甲）及び吸収合併存続会社（乙）の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収合併消滅会社（甲）

商号：株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

（2）吸収合併存続会社（乙）

商号：株式会社三菱ケミカルホールディングス

住所：東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

第4条（合併に際して交付する金銭等）

乙は、本合併に際して、甲の株主に対して、乙の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第5条（資本金及び資本準備金に関する事項）

乙の資本金及び資本準備金の額は、本合併により変動しないものとする。

第6条（株主総会）

本合併は、会社法第796条第3項に定める簡易合併及び同法第784条第1項に定める略式合併の規定により、甲及び乙において本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第7条（善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。

第8条（条件変更・解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態、経営状態に重要な変動を生じた場合、本合併の実行に重大な支障が生じた場合、その他必要がある場合には、甲及び乙が協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議解決する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、本書を乙が、写しを甲が保有する。

2022年3月31日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ
代表取締役 取締役社長 伊達 英文

乙 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
株式会社三菱ケミカルホールディングス
代表執行役 執行役社長 ジョンマーク・ギルソン

別紙2 吸収合併消滅会社（株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレ
ートスタッフ）の最終事業年度に係る計算書類等

第 35 期 事 業 報 告

自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

株式会社 三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により経済活動が大きく抑制され、厳しい状況が継続しております。このような状況の中、ファイナンス部門は㈱三菱ケミカルホールディングス（MCHC）のグループファイナンスセンターとして低利で競争力のある資金の安定的供給、グループ内余裕資金の有効活用に努めて参りました。当期末におけるグループ各社への貸付金残高は617,857百万円（対前期比2.7%減）、借入金残高は734,887百万円（対前期比12.8%増）となりました。受取利息については2,576百万円（対前期比24.9%減）、支払利息については2,189百万円（対前期比24.1%減）となりました。

業務受託部門はグループ各社から財務業務、決算業務及び連結決算業務を受託しており、業務受託料収入は873百万円（対前期比14.0%減）となりました。

以上の結果、当期の営業収益は3,449百万円（対前期比22.4%減）となり、支払利息及び一般管理費等の営業費用3,182百万円（対前期比21.2%減）を差し引いた営業利益は267百万円（対前期比34.3%減）、経常利益も同額の267百万円（対前期比34.3%減）、税引前当期純利益も同額の267百万円（対前期比34.3%減）となりました。当期純利益は、当社に帰属する連結欠損金控除が大幅に増加した影響などから税金費用が減少し、対前期101百万円増の296百万円（対前期比51.9%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

グループファイナンスに必要な短期資金需要については、MCHC、金融機関及びグループ内各社から調達しており、長期資金需要については、MCHCから調達しております。

また、外貨での短期資金需要に対する資金調達手段として、アジア地域内のグループ会社を対象としたキャッシュ・プーリングを実施しております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

(単位 百万円)

区 分	第32期 2018年3月期	第33期 2019年3月期	第34期 2020年3月期	第35期 2021年3月期 (当事業年度)
営業収益	4,981	5,087	4,444	3,449
経常利益	394	536	406	267
当期純利益	232	379	195	296
1株当たり 当期純利益	116,166円	189,703円	97,647円	148,332円
総資産	764,152	779,888	652,725	736,665

(4) 重要な親会社の状況

親会社との関係

当社は、MCHCの全額出資子会社であります。なお、グループファイナンスの運営上、必要資金は主に親会社から調達しており、また財務業務、決算業務及び連結決算業務を親会社から受託しております。

また、当社は、同社との間で資金の借入及び貸付並びに業務の受委託を行っておりますが、いずれの取引も、市場取引と比較して取引条件が不合理でないこと等を確認し、公正かつ適正に実施しており、取締役会は当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(5) 主要な事業内容

- ① 金銭の貸付
- ② 企業財務及び企業会計業務の受託

(6) 主要な事業所

本 社 (東京都千代田区丸の内一丁目1番1号)

(7) 従業員の状況

当期末の従業員数は75名であり、対前期比で6名の減少であります。なお、従業員は、三菱ケミカル㈱、田辺三菱製薬㈱及び三菱ケミカルエンジニアリング㈱からの出向者であります。

(8) 主要な借入先

借入先	期末借入金残高
	百万円
(株) 三菱ケミカルホールディングス	635,813
三菱ケミカルエンジニアリング(株)	19,946
(株) 三菱UFJ銀行	19,895
田辺三菱製薬(株)	12,400

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 会社が発行する株式の総数 8,000株
(2) 発行済株式の総数 2,000株
(3) 株主数 1名
(4) 株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	議決権比率
(株)三菱ケミカルホールディングス	2,000	100%	—	—

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

2021年3月31日現在

地 位	氏 名	担当または主な職業等
代表取締役社長	伊 達 英 文	(株)三菱ケミカルホールディングス 取締役 執行役常務
取 締 役	小久保 弘之	三菱ケミカル 経営執行役 経理本部長
取 締 役	粕 渕 幹 雄	(株)三菱ケミカルホールディングス 経営管理室長
監査役(常勤)	永 井 陽	

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位 百万円)

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	1	2	取締役報酬限度額 100百万円/年以内 (2002年4月26日定時株主総会決議)
			但し、使用人としての職務に対する報酬を除く
監査役	1	3	監査役報酬限度額 8百万円/年以内 (1992年6月30日臨時株主総会決議)
計	2	5	

(注) 期末日現在の取締役は3名、監査役は1名である。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

3百万円

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備の基本方針は、以下の通りであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社の親会社であるMCHCが規定する、グループ企業行動憲章及びグループコンプライアンス行動規範を基本規程とする。

ロ. 取締役は、取締役会規則その他関連規則に基づき、当社の重要事項について取締役会において意思決定を行うとともに、相互にその職務執行の監視・監督にあたる。監査役は、監査役監査基準等に基づき、取締役会その他の重要な会議への出席等を通じて、取締役の職務執行について監査を行う。

ハ. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制を整備し、その適正な運用・管理にあたる。

ニ. 社長をコンプライアンス推進責任者とし、MCHCのグループコンプライアンス推進規程その他の関連規則に基づき、コンプライアンスに関する推進体制、啓発・教育プログラム、監査・モニタリング体制、ホットライン等のプログラムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理統括責任者を社長とし、リスク管理基本規程その他の関連規則に基づき、当社の事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

MCHCの経営方針に沿い、中期経営計画、年度予算による具体的な経営目標を定め、その達成を図る。

④取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規則その他の関連規則に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務に係る文書及び電磁的記録を保存・管理するとともに、取締役及び監査役がこれを閲覧できる体制を整備する。

⑤監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人は、監査役監査基準等に従い、経営上の重要事項（会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を含む。）を監査役に報告する。

ロ. 監査役の要請に基づき、監査役付を置き、監査役の監査の補助にあたらせるものとし、監査役付の人事については、監査役の承認を得る。

ハ. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と社長をはじめとする執行部門との定期的な会合、情報交換等を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会で経営上の重要事項について適時・適切に意思決定を行うとともに、経営の重要事項について報告がなされました。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクの洗い出しと評価を行い、対策実施計画を策定し、より一層のリスク管理の強化を図りました。

- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・経営目標達成に向けた適切なマネジメントを実施しました。
- ④取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・情報レベルに応じた適切な文書管理を実施しました。
- ⑤監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役監査基準等に従い、重要な案件について、監査役に対して取締役会の事前に説明を行いました。
 - ・監査役は、社長との情報交換を実施しました。
- (注) 本事業報告記載の金額は、表示単位未満を切り捨て表示しております。
また、比率は切り捨て表示された金額を使用して算出し、表示単位未満を切り捨て表示しております。

第 35 期 計 算 書 類

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社 三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

貸借対照表

2021年3月31日現在

株式会社 三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

勘定科目	金額	勘定科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	498,204	流動負債	523,559
預金	118,681	短期借入金	459,015
短期貸付金	379,414	一年以内返済長期借入金	64,056
未収入金	101	未払金	164
前払費用	5	未払費用	244
立替金	0	未払法人税等	7
		未払事業所税	1
		未払消費税当	6
		未償与引当金	61
		預り金	0
固定資産	238,460	固定負債	211,870
無形固定資産	16	長期借入金	211,816
ソフトウェア	16	繰延税金負債	54
投資その他の資産	238,444	負債合計	735,430
長期貸付金	238,442	(純資産の部)	
長期前払費用	2	株主資本	1,235
		資本金	175
		資本剰余金	125
		資本準備金	125
		利益剰余金	935
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	922
		繰越利益剰余金	922
資産合計	736,665	純資産合計	1,235
		負債及び純資産合計	736,665

損 益 計 算 書

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

株式会社 三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

摘 要	金 額	
	百万円	百万円
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		3,449
受取利息	2,576	
業務受託料	873	
その他収益	0	
営業費用		3,182
支払利息	2,189	
一般管理費用	935	
その他費用	57	
営業利益		267
経常利益		267
税引前当期純利益		267
法人税、住民税及び事業税	△ 70	
法人税等調整額	40	△ 29
当期純利益		296

株主資本等変動計算書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

株式会社 三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ
(単位 百万円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金 利益準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
				その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	175	125	12	781	794	1,094	1,094
事業年度中の変動額							
剰余金の配当 (注1)				△ 156	△ 156	△ 156	△ 156
当期純利益				296	296	296	296
当期変動額合計				140	140	140	140
当期末残高	175	125	12	922	935	1,235	1,235

(注1) 2020年6月23日、2020年11月13日実施の配当によるものであります。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 無形固定資産：ソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法による。
 - (2) 長期前払費用：均等償却による。
2. 引当金の計上方法
賞与引当金：従業員賞与については、支給見込額のうち、当期に負担すべき費用の見積額を計上している。
3. 消費税等の処理方法
税抜方式によっている。
4. 連結納税制度の適用
当社は、(株)三菱ケミカルホールディングスを連結納税親法人とする連結納税子法人として、連結納税制度を適用している。
なお、繰延税金資産・負債の額は、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）により改正前の税法の規定に基づいている。

貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権債務

(単位 百万円)

金銭債権・債務	金額
短期金銭債権	28,404
短期金銭債務	424,267
長期金銭債務	211,816

2. 金銭の貸付に係るコミットメント

当社は、親会社である(株)三菱ケミカルホールディングス及びそのグループ会社に対する金銭の貸付業務等を行っております。当該業務における貸付極度額の総額と貸付未実行残高は次の通りであります。

(単位 百万円)

区分	金額
貸付極度額総額	498,146
貸付実行残高	244,468
貸付未実行残高	253,677

なお、貸付極度額総額、貸付実行残高及び貸付未実行残高には外貨が含まれております。

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(単位 百万円)

区 分	金 額
営業収益	200
営業費用	2,048

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 8,000 株
- ② 発行済株式の総数 (普通株式) 2,000 株
- ③ 株主数 1名
- ④ 株主 (株)三菱ケミカルホールディングス

株式の種類	当期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	2,000	—	—	2,000

2. 当該事業年度中に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	72,000,000	36,000	2020年3月31日	2020年6月23日
2020年10月28日 取締役会	普通株式	84,000,000	42,000	2020年9月30日	2020年10月29日
計		156,000,000			

3. 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当

2021年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り予定しております。

- | | |
|------------|--------------|
| ① 配当金の総額 | 212,000,000円 |
| ② 1株当たり配当額 | 106,000円 |
| ③ 基準日 | 2021年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2021年6月23日 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産	(単位 百万円)
賞与引当金	18
事業税	2
その他	0
繰延税金資産合計	21
繰延税金負債	
連結納税会社間の投資有価証券売却益否認	76
繰延税金負債合計	76
繰延税金負債の純額	54

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、親会社である㈱三菱ケミカルホールディングスからの借入、三菱ケミカルホールディングスグループ各社からの余剰資金の預かり及び金融機関からの借入により資金調達を行い、グループ各社へ融資することにより、グループ全体の資金効率の向上に資する運営を行っております。

貸付先はグループ会社に限定しており、貸付金に係る信用リスクは僅少であります。

借入金は、営業取引上必要な資金の調達を目的としたものになっております。

なお、デリバティブは内部管理規定により、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位 百万円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	118,681	118,681	—
(2) 短期貸付金	379,414	379,414	—
(3) 長期貸付金	238,442	238,576	134
(4) 短期借入金	(459,015)	(459,015)	—
(5) 一年以内返済長期借入金	(64,056)	(64,056)	—
(6) 長期借入金	(211,816)	(212,055)	△ 239

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

これらの時価については、主として元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 一年以内返済長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位 百万円)

種類	名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三菱ケミカルホールディングス	被所有 100%	資金の貸付	資金の返済	6,169	短期貸付金	28,401
				受取利息	2		
			資金の借入	資金の借入	59,790	短期借入金	423,997
				支払利息	2,026	長期借入金	211,816
			業務受託	コーポレート業務受託	198	未払費用他	269
			業務委託等	資金調達業務の支払等	21		

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、㈱三菱ケミカルホールディングスとの資金の貸付及び借入に係る取引金額は純額表示しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 兄弟会社等

(単位 百万円)

種類	名称	議決権の所有 (株所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	三菱ケミカル㈱	なし	資金の貸付	資金の回収	4,339	短期貸付金	269,399
				受取利息	2,017	長期貸付金	203,250
				業務受託等	584	未払金	115
				出向者給与等	666		
親会社の子会社	田辺三菱製薬㈱	なし	資金の貸付	資金の借入	12,400	短期借入金	12,400
親会社の孫会社	日本ポリプロ㈱	なし	資金の貸付	資金の回収	3,218	短期貸付金	14,354
				受取利息	80	長期貸付金	3,125
						未収入金	8
親会社の孫会社	㈱新菱	なし	資金の貸付	資金の貸付	2,131	短期貸付金	8,233
				受取利息	61	長期貸付金	3,560
				業務受託等	6		
親会社の孫会社	クオリカブス㈱	なし	資金の貸付	資金の回収	1,175	短期貸付金	3,500
				受取利息	70	長期貸付金	7,484
親会社の孫会社	㈱生命科学インスティテュート	なし	資金の貸付	資金の回収	19,424	短期貸付金	2,412
親会社の孫会社	三菱ケミカルインフラテック㈱	なし	資金の貸付	資金の貸付	6,293	短期貸付金	10,030
				受取利息	38		
親会社の孫会社	㈱エーピーアイコーポレーション	なし	資金の貸付	資金の貸付	454	短期貸付金	8,504
				受取利息	28		
親会社の孫会社	三菱ケミカルエンジニアリング㈱	なし	資金の借入	資金の借入	11,609	短期借入金	19,946

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

なお、資金の貸付及び借入に係る取引金額は純額表示しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 617,539円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 148,332円68銭 |

重要な後発事象

該当事項はありません。

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 35 期 附属明細書

自 2020 年 4 月 1 日
至 2021 年 3 月 31 日

株式会社 三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

I. 無形固定資産（投資その他の資産に計上された償却費の生じるものを含む。）
の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却 累計額	期末取得価額
無形固定資産	ソフトウェア	24	10	0	18	16	256	273
	ソフトウェア仮勘定	9	1	10	—	0	—	—
	計	34	11	10	18	16	256	273
投資その他の 資産	長期前払費用	3	—	—	1	2	10	12

II. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加	当期減少		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	87	61	87	—	61

Ⅲ. 一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
労 務 費	675	
役 員 報 酬	5	
給 料 諸 手 当	501	
賞 与	114	
退 職 給 付 費 用	53	
経 費	260	
旅 費 交 通 費	0	
材 料 修 繕 費	4	
交 際 費	1	
業 務 委 託 費	88	
賃 借 料	139	
減 価 償 却 費	19	
租 税 公 課	17	
シ ス テ ム 利 用 料 収 入	△ 49	
そ の 他 経 費	37	
合 計	935	

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

中村和臣 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

植木貴幸 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフの2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上